

「小桜ちゃん」「ロゴマーク」を使用する場合は申出が必要です！

町の特産品や活動などを広くPRするためにイメージキャラクターおよびロゴマークを作成いたしました。一般の方も使用できますが、あらかじめ町の承諾が必要となりますので、下記により申出書を提出してください。

■使用承諾申出方法

「小野町公式イメージキャラクター及びロゴマーク使用承諾申出書」にサンプルやイメージ図を添付して、総務課まで提出してください。

申出書は町公式ウェブサイトからダウンロードいただくか、総務課にてお渡しします。使用承諾の基準により審査した結果、使用承諾となった場合は、使用承諾通知書とキャラクターなどのデジタルデータを配布いたします。

■使用料

無料

■事故などへの対応

キャラクターなどを使用した媒体、活動などに関する事故や苦情については、使用者の責任のもとに必要な措置を講じていただきます。

■使用例

- ・ポスターやチラシ、のぼりなどの掲示物
- ・名刺や名札、封筒などの印刷物
- ・Tシャツや腕章、バッジ など

■注意事項

- ・ロゴマークの文字が見えにくいなどの極端な縮小は避けること。
- ・ロゴマークの書体を変えないこと。
- ・キャラクターなどの色を変えないこと。
- ・ロゴマークの周囲にはほかの要素を配置しない。
- ・形を変形しないこと。(拡大縮小は自由だが、縦横比は変更しないこと)
- ・部分的な拡大縮小や太さを変更しないこと。
- ・円などで囲んだり、ほかの文字や図形と合成しないこと。
- ・複雑な絵柄の中や明度の近い背景の中に置かないこと。
- ・印刷物から複写印刷しないこと。
- ・制作者の著作権を侵害する恐れのある使用の仕方をしないこと。

■その他

完成品を後日必ず提出してください。

※そのほか詳細については、総務課までお問い合わせください。

問 総務課 ☎72-2111

キャラクターなどのデザイン例



基本形の小桜ちゃん



市女笠を被った小桜ちゃん



喜びの小桜ちゃん

